

ひらやま保育園 重要事項の概要

令和8年4月

1 保育園の概要

名称	日野市立ひらやま保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育園）						
施設所在地	〒191-0054 日野市東平山1丁目7番13号 平山住宅21号棟						
設置者	日野市						
管理者氏名	園長 上原 直実						
開設年月日	昭和41年5月1日						
建物の構造	鉄筋コンクリート5階						
建物の規模	5歳児保育室80.9㎡・4歳児保育室50.1㎡・3歳児保育室51.2㎡ 2歳児保育室27.2㎡・1歳児保育室33.6㎡ 調理室31.5㎡・その他30㎡ 総延べ面積591.34㎡						
連絡先	電話番号：042-581-9225 FAX番号：上記電話番号と同じ						
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ■延長保育事業 						
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
		10人	12人	24人	25人	26人	97人

2 保育方針及び園目標

園目標	<p>～心身ともに 明るく 健康な子ども～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちと あそべる子ども ・自分のことは 自分でできる子ども ・やさしい気持ちを もてる子ども ・自分の気持ちを 言葉で表現できる子ども <p>～地域との交流の中で 育つ子ども～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい活動を通して やさしい気持ちで接する やさしい気持ちで表現する子ども
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	備考
園長	1名	—	
保育士	12名	—	
再任用保育士	2名	—	
保育補助	6名	4名	
調理員	3名	—	
用務員	1名	—	
嘱託医	—	1名	牛尾医院（住所：日野市平山6-5-13・TEL042-591-2001）
嘱託歯科医	—	1名	いかわデンタルクリニック豊田 （住所：日野市多摩平1-3-5・TEL042-843-1395）

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の開園日及び休園日、開園時間、利用料金等

- (1) 開園日 ◆月曜日から土曜日まで
- (2) 休園日 ◆日曜日
◆国民の祝日に関する法律に規定する休日
◆年未年始 12月29日～1月3日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

(3) 開園時間

◆午前7時00分から午後7時00分まで

保育標準時間認定	午前7時00分から午後6時00分まで（最長11時間/日）
保育短時間認定	午前9時00分から午後5時00分まで（最長8時間/日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育（1日単位・月極）をご利用ください。 ●時間外保育時間 ・標準時間認定 ① *午後6時00分から午後7時00分まで ・短時間認定 ② 午前7時00分から午前9時00分まで (午前8時30分～9時00分は受け入れ準備時間帯の為、利用料は発生いたしません) ③ 午後5時00分から午後6時00分まで ④ *午後6時00分から午後7時00分まで

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

(4) 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市区町村が定める利用料 *幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無料
時間外保育料	*○の数字は（3）の時間外保育時間です。 ・月極（標準時間認定） ① 2500円/月 (短時間認定) ② 500円/月 ③ 500円/月 ④ 2500円/月 ・1日単位（標準時間認定） ① 700円/日 (短時間認定) ② 200円/日 ③ 200円/日 ④ 700円/日 *市民税非課税世帯は無償です。 *公共交通機関の遅延による場合は、「遅延証明」の提出（後日の提出でも可）があれば、時間外保育料はかかりません。
副食費	4500円/月 *3～5歳児のみとなります。 *世帯年収、その他により金額が変わります。

5 緊急時等における対応方法

対応方法	児童に体調の急変や受診が必要なけがなどが生じた場合は、速やかに保護者に連絡し、必要な措置を講じます。
救急・消防（119番）	日野消防署豊田出張所 電話番号042-582-0119
警察（110番）	日野警察署 電話番号042-586-0110

6 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、機械警備システム
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	日野消防署 令和2年8月29日 届出済
防火管理者	園長 上原 直実
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時の 対応等	保護者等の引き取りがあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
地震・火災時等 の避難場所	第1避難場所：園庭、第2避難場所：平山住宅内公園、第3避難場所：滝合小学校
水害時の 避難場所	安全に避難ができる状況の時：旭が丘小学校 避難に危険が伴う状況の時：平山住宅21号棟上階
保護者との 連絡方法	・災害時においては、各保育園からの情報をキッズビューにてお知らせします。配信をご確認ください。 ・キッズビューの配信が困難な場合は、NTT災害伝言ダイヤル（171）を使用して状況をお知らせします。 ・この情報は、災害時に各保育園の避難状況が落ち着き、園児の安全が確保された時点や、避難を行う事を事前に知らせるなどの場合、配信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。

7 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

8 苦情解決について

利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制を整えております。

<苦情解決の流れ>

○苦情受付担当に申し出ると解決責任者に繋がり、問題の早期解決を図ります。

○苦情申出人は苦情受付担当者又は施設を経ずに第三者委員に対して、苦情を申し出ることができます。

※第三者委員である福祉オンブズパーソンは議会の同意を得て市長が委嘱した福祉行政や法律の専門家であり、公正・中立な立場から苦情処理を行います。

○苦情の申し出については、口頭又は文書で行うことができます。

受付担当者	中嶋 幸子
解決責任者	上原 直実（役職：園長）
第三者委員	日野市福祉オンブズパーソン 電話：042-514-8469（直通） FAX：042-585-7018（専用） 電子メール： fukusei@city.hino.lg.jp ※連絡先は日野市健康福祉部福祉政策課オンブズパーソン担当になります。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

日野市では、市立保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、保育園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が、保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により、限度額が異なる）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病 ・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水〕	
障害	保育園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 （その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通園中の災害の場合 2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通園中の災害の場合、1,500万円）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通園中の場合、1,500万円）
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通園中の場合も同額）

10 個人情報の取り扱いについて

・保育園に提出された個人情報（住所、勤務先、ご家族の情報等）は保育園と保護者との連絡などに使用され、その他の使用は一切いたしません。

11 重要事項についての同意について

・この重要事項の概要について、異議がある場合はお申し出ください。異議がない場合は同意したものとみなします。なお、同意については退園されるまで有効といたします。